

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成27年1月20日

会議の名称	庁議
開催日時	平成27年1月20日（火）9時30分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 1～3) 企画部長 中村勝義 4) 都市整備部長 谷沢嘉弘 【報告】 1 企画部長 中村勝義 2 健康福祉部長 吉岡利昌 【その他事項】 1 市民生活部長 抜井 俊 2 教育政策部 菊原龍治
議 題	【付議】 1) 志木市特別職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の 条例について(企画部) 2) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について (企画 部)

- 3) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について（企画部）
- 4) 志木市道路線の認定について（都市整備部）

【報告】

- 1 志木市行政評価条例を廃止する条例（案）に対する意見公募の結果について（企画部）

- 2 志木市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見公募の結果について（健康福祉部）

【その他事項】

- 1 市民総合防災訓練について（市民生活部）
- 2 子ども議会のお礼について（教育政策部）

<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1) 志木市特別職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について(企画部)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長が特別職の身分のみを有するものとなったことから、次の5条例について同時に改正するものである。</p> <p>第1条 志木市特別職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>第2条 志木市特別職報酬等審議会条例の一部改正 → 教育長を加える改正</p> <p>第3条 志木市職員定数条例の一部改正 → 法改正に伴う条ずれ</p> <p>第4条 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正 → 教育委員の報酬の改正</p> <p>第5条 志木市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止</p> <p>本条例の一部改正等は、規則で定める日から施行するものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。</p> <p>2) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について(企画部)</p> <p>平成26年8月7日の人事院勧告を考慮し決定した「平成26年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。</p> <p>改正条例)</p> <p>(1) 志木市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例</p> <p>改正内容)</p> <p>第1条 志木市職員の給与に関する条例の一部改正</p>
------------	--

①給料表の改定（国準拠）改定率 平均△2%

②管理職特別勤務手当の新設

- ・管理職が臨時又は緊急の必要等（災害、選挙、その他市長が必要と認めた場合のみ）により週休日等又は平日深夜（午前0時～5時）に勤務した場合に手当を支給するもの

③地域手当の改定

12% → 14%（平成28年度に15%へ）

④単身赴任手当（基礎額）の改定（国準拠）

- ・現在運用はしていないが、法改正にあわせ条例改正するもの

第2条 志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正

①給料表の改正にともなう特定業務等従事任期付職員等の給料月額の改正

本条例の一部改正は、平成27年4月1日から施行するものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

3) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について（企画部）

特別職非常勤職員が特に広い経験と高い識見を有している場合に、その報酬を増額することができるように改正を行うものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

①特に広い経験と高い識見を有する者であるときに報酬の額に50,000円を上限として加算することができる規定を加える。

②「福祉事務所嘱託医」、「児童発達相談センター相談員」を別表（第2条関係）に追加するもの。

本条例の一部改正は、平成27年4月1日から施行するものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を

上程することとする。

4) 志木市道路線の認定について（都市整備部）

平成27年第1回市議会定例会に道路法の規定により、志木市道路線の認定に関する議案を次のとおり提案する。

開発行為に基づく道路の帰属に伴い、市道1437号、2427号、2428号、2429号線として、道路法第8条第1項の規定に基づき認定する。

【認定路線】

志木地区 1路線

- ・市道第1437号線

延長46.6M、幅員4.2M

(本町三丁目1842番18地先から
本町三丁目1842番12地先まで)

宗岡地区 3路線

- ・市道第2427号線

延長54.4M、幅員4.0M

(下宗岡三丁目2390番17地先から
下宗岡三丁目2390番15地先まで)

- ・市道第2428号線

延長120.1M、幅員4.0M

(下宗岡三丁目2407番17地先から
下宗岡三丁目2405番10地先まで)

- ・市道第2429号線

延長76.5M、幅員4.0M

(下宗岡四丁目2503番26地先から
下宗岡四丁目2503番11地先まで)

【報告】

- 1 志木市行政評価条例を廃止する条例（案）に対する意見公募の結果について（企画部）

志木市行政評価条例を廃止する条例（案）に対する意見を平成26年11月4日から平成26年12月3日までの30日間公募した。

その結果2人の方から2件のご意見をいただいた。

この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。

【公募意見に対する市の考え方の公表場所】

市ホームページ、政策推進課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

2 志木市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見公募の結果について（健康福祉部）

志木市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見を平成26年11月20日から平成26年12月19日までの30日間公募した。

その結果1人の方から3件のご意見をいただいた。

この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。

【公募意見に対する市の考え方の公表場所】

市ホームページ、子育て支援課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、いろは・西原・宗岡子育て支援センター

【その他事項】

1 市民総合防災訓練について（市民生活部）

日時：平成27年8月29日（土）午前9時30分から正午

場所：市内8小学校（避難所）、市役所等

参加者：市民、協力機関、職員 他

内容：災害対策基本法第42条の規定に基づき、志木市地域防災計画に定める市民総合防災訓練を実施する。

	<p>2 子ども議会のお礼について（教育政策部）</p> <p>平成27年1月17日に実施した子ども議会について、無事終了することができた。答弁書の作成など、ご協力いただいた職員の皆様にこの場をお借りしお礼としたい。</p> <p>なお、今後議事録を作成する予定である。</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 志木市特別職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について(企画部)

○概要説明：企画部長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長を特別職の身分のみを有するものとなったことから、次の5条例について同時に改正するものである。

まず、第1条として、志木市特別職員の給与に関する条例の一部改正、第2条として、志木市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、教育長を加える改正をする。また、第3条として、志木市職員定数条例の一部改正については、法改正に伴う条ずれを改正する。さらに、第4条では、志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正として、教育委員の報酬の改正、第5条では、志木市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する。

本条例の一部改正等は、規則で定める日から施行するものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

○質疑応答等

質問) 上下水道部長

教育委員の人数は変わるのか。

回答) 教育政策部長

現教育長の任期以降である平成28年7月から、教育委員会は、新教育長と教育委員4人体制となる。

2) 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成26年8月7日の人事院勧告を考慮し決定した「平成26年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

改正条例としては、志木市職員の給与に関する条例と志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例であり、改正内容は、志木市職員の給与に関する条例の一部改正として、①給料表の改定を（国準拠）改定率、平均2%引き下げるとともに、②管理職特別勤務手当を新設する。手当は、管理職が臨時又は緊急の必要等（災害、選挙、その他市長が必要と認めた場合のみ）により週休日等又は平日深夜（午前0時～5時）に勤務した場合に手当を支給するものである。また、③地域手当の改定として、平成27年度は、12%から14%に引き上げ、さらに、平成28年度には、15%にするものである。なお、④単身赴任手当（基礎額）の改定（国準拠）をするが、現在運用の実績はなく、法改正にあわせ条例改正をするものである。

次に、志木市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正については、給料表の改正に伴う特定業務等従事任期付職員等の給料月額改正である。

本条例の一部改正は、平成27年4月1日から施行するものであり、平成27年第1回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

○質疑応答等

特になし

3) 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について（企画部）

○概要説明：企画部長

特別職非常勤職員が特に広い経験と高い識見を有している場合に、その報酬を増額することができるように改正を行うものであり、内容としては、特に広い経験と高い識見を有する者であるときに報酬の額に50,000円を上限として加算することができる規定を加える。施行日は、4月1日からとする。

なお、上限金額の設定の根拠としては、現在の研修講師の費用弁償を参考とし、職種、時間などの支払い基準は内規として定める予定である。

また、「福祉事務所嘱託医」と「児童発達相談センター相談員」を別表（第2条関係）に追加することについては、平成27年度から関係所属に、新たな特別職非常勤職員を配置することに伴うものである。

以上の内容について、平成27年第1回市議会定例会に条例案を提案するものである。

○質疑応答等

特になし

4) 志木市道路線の認定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

平成27年第1回市議会定例会に道路法の規定により、志木市道路線の認定に関する議案を次のとおり提案するものである。

認定路線は、開発行為に基づく道路の帰属に伴い、市道1437号、2427号、2428号、2429号線として、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するものである。

認定路線については、志木地区1路線、宗岡地区3路線であり、4路線とも宅地分譲に伴う開発行為に基づく道路の帰属であり、志木地区は、市道第1437号線で、延長46.6M、幅員4.2M（本町三丁目1842番18地先から本町三丁目1842番12地先まで）である。

さらに、宗岡地区3路線については、市道第2427号線で、延長54.4M、幅員4.0M（下宗岡三丁目2390番17地先から下宗岡三丁目2390番15地先まで）と市道第2428号線で、延長120.1M、幅員4.0M（下宗岡三丁目2407番17地先から下宗岡三丁目2405番10地先まで）、市道第2429号線で、延長76.5M、幅員4.0M（下宗岡四丁目2503番26地先から下宗岡四丁目2503番11地先まで）で、宅地分譲に伴う開発行為に基づく道路の帰属である。

なお、議会への提案時期については、原則毎年1回、第1回定例会に上程している。

【報告】

1 志木市行政評価条例を廃止する条例（案）に対する意見公募の結果について（企画部）

○概要説明：企画部長

志木市行政評価条例を廃止する条例（案）に対する意見を平成26年11月4日から平成26年12月3日までの30日間公募した。

その結果2人の方から2件のご意見をいただいた。

この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。

公募意見に対する市の考え方の公表場所として、市ホームページ、政策推進課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館である。

2 志木市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見公募の結果について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

志木市子ども・子育て支援事業計画素案に対する意見を平成26年11月20日から平成26年12月19日までの30日間公募した。

その結果1人の方から3件のご意見をいただいた。

この公募意見に対する市の考え方については、今後、市ホームページや市内各公共施設において公表する。

公募意見に対する市の考え方の公表場所として、市ホームページ、子育て支援課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、いろは・西原・宗岡子育て支援センターである。

【その他事項】

1 市民総合防災訓練について（市民生活部）

平成27年度市民総合防災訓練基本方針を決定した。方針の内容としては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、志木市地域防災計画に定めるところにより、地震災害を想定した実践的で具体的なプログラムを市民が自ら考え、実施する市民総合防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関と連携して、災害に対し迅速かつ円滑に防災活動が行われるよう、防災実務の習熟を目的として実施する。

日時は、平成27年8月29日（土）9：00から正午までを予定し、災害の発生又はそのおそれがあるとき、及び大雨、洪水等の警報が志木市に発表された場合には中止とし、雨天時には、各施設の状況を確認のうえ、体育館及び教室等を使用して実施可能な訓練のみを行う。

主催は、市とし、参加協力機関として、自主防災組織、町内会、自警消防隊、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団、埼玉県南西部消防本部志木消防署・入間東部消防組合消防本部ほかを予定している。

訓練会場は、市内 8 小学校の避難所と市役所等とする。

被害想定としては、「志木市地域防災計画において、志木市で最も被害が大きいとされる東京湾北部地震（マグニチュード 7. 3）が 8 : 3 0 に発生した。志木市において、震度 6 弱の揺れを観測し、市内各所で建物の倒壊や火災などにより、甚大な被害が発生している。」こととする。

主な訓練内容としては、8 避難所ごとに、避難を予定する市民により、訓練（地区災害対策本部）メニューを決定し、実施する。

また、災害対策本部は、地域防災計画に規定する班編成による事務分掌を中心に市職員全員参加で実施する。

2 子ども議会のお礼について（教育政策部）

平成 2 7 年 1 月 1 7 日に実施した子ども議会について、無事終了することができた。答弁書の作成など、ご協力いただいた職員の皆様にこの場をお借りしお礼としたい。

なお、今後議事録を作成する予定である。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。